



真の働き方改革へ向けて

中小企業 時間外割増率の猶予即廃止を

ダブル・スタンダード



JAMは求めます

2010年の労働基準法改正で1カ月60時間を超える時間外労働は、割増賃金率50%以上となった。しかし、中小企業は当面の間、適用猶予となり、労働条件の最低基準を定める労働基準法が大手企業と中小企業とで7年間もダブル・スタンダードとなっている。猶予措置は即時廃止されるべきである。

2018年1月召集予定の通常国会では「時間外割増率猶予措置撤廃」と長時間労働を助長しかねない「企画業務型裁量労働の対象業務の拡大」や残業代ゼロの「高度プロフェッショナル制度の創設」の法案が一本化され「働き方改革関連法案」として審議入りの予定である。

JAMはこの一本化された法案に反対するとともに、ダブル・スタンダードとなっている「時間外割増率の猶予即廃止」を強く求める。

登場人物



鈴木さん 入社2年目 20歳
佐藤さん 入社7年目 25歳
委員長 入社24年目 42歳

あっ委員長

なんなんじゃはな...!!

何をいっても 無駄だよ...

NEWS! 働き方改革

「働き方改革」という言葉を よく聞くけど 私たちには 無関係ね

このころ 残業 続きで...

どうしたの 鈴木さん 最近元気が ないね

はい

7年前から 大手と中小で 最低基準の ダブル・スタンダード 状態が続いているんだ

労働基準法

大手の 最低基準 50%

中小の 最低基準 25%

例えば 月60時間以上の 残業代割増率

でも 一体何が 問題なの?

はたらく 私たちが 声をあげ なければ 一部の人の 都合のいい 「働き方改革」 になってしまうよ

労働基準法を改悪させないために 職場の私たちが声をあげよう!

少ない...

まだ 終わらない

さらに政府の 「働き方改革」 法案では 長時間労働を 助長しかねない 内容も 含まれている

ダブル・スタンダードの 即廃止を